

### 参考3 事業者の活動の主な場面別の取組

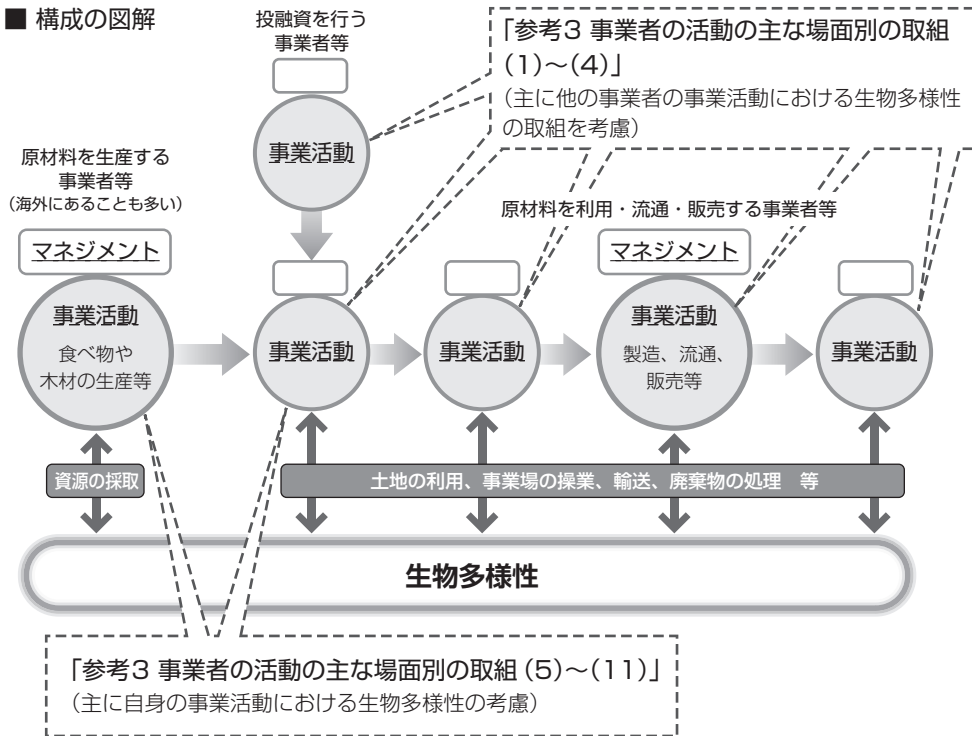
事業者が活動する様々な場面において、事業者は生物多様性に関わっています。

ここでは、以下に示すような事業者の活動の主な場面について、事業者の活動が生物多様性に与える影響と、生物多様性の保全と持続可能な利用のための想定される取組、特に先進的と思われる取組の参考例を示しています。なお、ここに挙げられている参考例については、効果を上げるためには専門家との連携が必要なものも多く含まれています。

サプライチェーンや投融資等を通じて生物多様性に関わる場合((1)～(4))については、サプライヤーや投融資先の事業者やプロジェクト等と生物多様性との関わり方に関する節((5)～(11))もあわせてご参照ください。

- |              |          |               |            |
|--------------|----------|---------------|------------|
| (1) 原材料調達    | (2) 販売   | (3) 投融資       | (4) 研究・開発  |
| (5) 海外の大規模事業 | (6) 土地利用 | (7) 非生物資源の開発  | (8) 事業場の操業 |
| (9) 生物資源の利用  | (10) 輸送  | (11) 野外における観光 |            |

#### ■ 構成の図解



注) この図解は構成を分かりやすく紹介するためのものです。特定の段階の事業者が特定の場面と結びついていることを表しているわけではありません。実際には、それぞれの事業者が直面する場面は上記に限らず様々です。

## (1) 原材料調達

事業者は、自社が直接管理できるもののほか、原材料調達等を通じても生物多様性に関わりを持っています。原材料を調達・使用する事業者では、サプライチェーンの長さ、複雑さにより、生産地等の把握が非常に困難な場合もあります。その一方で、生物資源(例、木材、水産品、農作物)等の原材料調達等を通じて、その生産地での活動(例、土地利用、生物資源の利用)等が生物多様性に大きな影響を与えている場合があります。

※サプライヤーにおいて生じうる生物多様性への影響については、(5)～(11)を参照ください。

### 《想定される取組の参考例》

- 資源利用量の低減を図る。
- サプライチェーンにおける各段階の事業者が、生物多様性に配慮した原材料調達を促進する。
  - ・ 調達する生物資源等の原材料について、法律等を遵守していること(合法性)、生物多様性の保全上、保護価値が高いと考えられる地域の土地利用の転換(例えば、森林や沿岸の開発等)を伴っていないこと、管理システム等により持続可能な利用を行っていること(持続可能性)等に配慮する((5) 海外の大規模事業参照)。先住民の権利の尊重等、社会的な配慮も行う。
  - ・ 生物資源等の原材料の生産地における生物多様性に配慮する取組の促進や、消費者の商品選択の確保等を図るために、生物多様性に配慮した原材料とその他の原材料の分別・区分け・表示等を行う。
  - ・ 調達する原材料について、認証品等を活用する。
- サプライチェーン等に対しても、自社が影響を及ぼしうる範囲で、協力・啓発するよう努める。

## 参考情報 環境物品等の調達に関する基本方針

「環境物品等の調達に関する基本方針」では、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、国及び独立行政法人等が、環境負荷(生物多様性の観点も含む)の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めています。

この中で、一部の紙については、判断の基準として、バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。)が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること、また、配慮事項として、バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであることが示されています。

## 参考情報 認証制度について

### ■ 森林認証

森林が環境・経済・社会的に適切に管理されていることや、林産物の流通等を第三者機関が認証する制度です。

〈主な森林認証〉

#### ○PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) :

##### PEFC 評議会

各国で個別に策定された森林認証制度の審査及びそれら制度間の相互承認を推進するための国際統括組織である、PEFC評議会が運営する森林認証プログラムで、世界最大の森林認証制度。森林認証と林産物のフローに対するCoC (Chain of Custody) 認証がある。現在、25の制度が相互承認しており、これらの制度による認証済みの森林は世界で2億ha以上に及び。

▶参考：PEFCウェブサイト <http://www.pefc.org/internet/html/>



#### ○FSC (Forest Stewardship Council) : 森林管理協議会

森林管理に関わる様々な利害関係者に開かれた会員制の組織であるFSCによる認証制度。森林/林地に適用される森林管理認証 (Forest Management : FM 認証) と、生産・加工・流通過程の管理の認証 (CoC 認証) がある。FM 認証は、2008年12月末現在、世界81か国、954か所、認証面積1億ha以上に及び。FSCの原則の中に、生物多様性の保全が含まれている。

▶参考：FSCウェブサイト <http://www.fsc.org/>



○SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council) : 「緑の循環」認証会議

日本にふさわしい森林認証制度を創設するため、各界各層の幅広い分野から発起人74団体の賛同を得て発足した組織である、「緑の循環」認証会議 (SGEC) が運営する森林認証システム。SGEC森林認証システムとSGEC認証林産物流通システムがある。2008年12月25日現在の認証取得森林面積は国内の約74万ha。SGECの基準の中に、生物多様性の保全が含まれている。



▶参考：SGECウェブサイト <http://www.sgec-eco.org/>

●森林認証を用いた製品例

紙類、文房具類、資材等

○合法木材推進マーク：社団法人全国木材組合連合会

違法伐採問題に対する取組と林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく合法性が証明された木材・木材製品 (以下、「合法木材」という。) の証明システム普及啓発のためのシンボルとして定められたマーク。マークは、合法木材を供給する事業者であることを表示する場合をはじめ、合法木材証明システム及び合法木材普及啓発活動をPRする場合に使用できる。

▶参考：違法伐採総合対策推進協議会ウェブサイト <http://goho-wood.jp/mark/index.html>

■漁業認証

漁業の持続可能性、水産物の流通等を第三者機関が認証する制度です。

〈主な漁業認証〉

○MSC (Marine Stewardship Council) : 海洋管理協議会

国際的非営利団体であるMSCによる、持続可能で環境に配慮した漁業を認証する制度。漁業者に対する認証と、水産物取引業者等に対するCoC認証がある。資源状況、生態系への影響、管理システムについて示した「持続可能な漁業のための原則と基準」にのっとり認証審査が行われる。

▶参考：MSCウェブサイト <http://www.msc.org/jp>



○MEL ジャパン (Marine Eco-Label Japan) : 大日本水産会

大日本水産会内に設置する「MEL ジャパン」が運営する制度。大日本水産会事業部が事務局を務める。生産段階認証と流通加工段階認証の2種類がある。生産段階認証の基準では、管理体制、対象資源、生態系への配慮の3つの要件を基本としている。



▶参考：MEL ジャパン ウェブサイト <http://www.melj.jp/index.html>

## ■その他の自然資源に関する認証制度

### ○RSPOサステナブル・パーム油認証 (RSPO Certified Sustainable Palm Oil)

持続可能なパーム油に関するマルチ・ステークホルダーのイニシアティブである、RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil) による認証制度。パーム油の持続可能な生産と、持続可能なパーム油のサプライチェーンが認証の対象となる。前者に適用される「持続可能なパーム油生産のためのRSPO原則・基準」の8つの原則の1つに、「環境への責任と、自然資源・生物多様性の保全」が掲げられている。

▶参考：RSPOウェブサイト <http://www.rspo.org/default.aspx>

## (2) 販売

生物多様性に重大な影響を与えている製品・サービス等を販売することにより、生物多様性への影響を間接的に促進する場合があります。また、生物多様性に配慮した製品等とその他の製品等との分別・区分けの実施が不適切な場合、生物多様性に配慮した製品等の普及に影響を与え、生物多様性に関する取組を阻害することがあります。

一方、販売時に一般消費者等の販売先に対して、製品・サービス等の生物多様性に関する配慮に関する情報を伝えることで、そのような製品等に対する販売先の認識を高め、消費行動の変革をもたらし、間接的に生物多様性の取組を促進しうる可能性があります。

### 《想定される取組の参考例》

- 取り扱う製品・サービス等が生物多様性に与えている影響を確認する。
- 生物多様性に配慮した製品等と、他の製品等との分別・区分け等を適切に行う。
- 生物多様性に配慮した製品等の扱いを促進する。
- 生物多様性に配慮した製品・サービス等について、配慮の内容等に関する情報を表示する。
- マーケティングや販促活動の中で、生物多様性に関するコミュニケーションを促進する。

## (3) 投融資

プロジェクトや事業者への投融資を通じて、当該プロジェクトや投融資先事業者の活動による生物多様性への影響に間接的に影響を及ぼす場合があります。

※投融資先のプロジェクトや事業者において生じうる生物多様性への影響については、(5)～(11)をご参照ください。

### 《想定される取組の参考例》

- プロジェクトへの融資において、審査基準に生物多様性への配慮を盛り込む。とりわけ、プロジェクトが特定できる融資形態の場合には、赤道原則を活用し、環境へのリスクを分類した上で、必要に応じ、審査の一環として生物多様性を含む環境影響評価を求めること、その際、生物多様性上、保護価値が高いと考えられる土地の利用転換を伴っていないこと等に配慮する((5)海外の大規模事業参照)。
- 事業者への投融資において、対象事業者における生物多様性への配慮を確認する(例えば、生物多様性保全と持続可能な利用を方針に掲げている、生物多様性を環境管理システムに組み込んでいるなど)。
- 責任投資原則(Principles for Responsible Investment ; PRI)を考慮し、環境上の問題等の中で生物多様性に配慮する。

- 生物多様性に配慮した金融商品を開発する（例えば、生物多様性インデックスを使用したファンド等）。
- 生物多様性に配慮した金融の考え方等を広め、投資家に有用な情報を提供する。

#### 参考となる資料：

##### ○赤道原則

世界の様々な金融機関が採択している自主的な国際基準。プロジェクトへの融資案件において、金融機関が貸し手の立場から、環境・社会面の影響評価を行い、管理すること等を内容としている。2003年6月に初めて採択された。

##### ○責任投資原則

国連事務総長の呼びかけによって作成された自主的な投資原則。機関投資家の意思決定プロセスに、環境上の問題、社会問題及び企業統治上の問題等の課題を組み込むこと等が挙げられている。

##### ○International Finance Corporation's Performance Standards on Social & Environmental Sustainability (IFC、2006)

IFCのパフォーマンス基準は、顧客のプロジェクト管理における顧客自身の役割と責任を定義し、IFCの支援を受けるための要求事項を定義している。8つのパフォーマンス基準が示されており、その中のパフォーマンス基準6が「生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理」となっている。

#### (4) 研究・開発

生産方法や工法等、あるいは製品・サービスそのもの等が生物多様性に影響を与える場合があるため、それらに関する研究・開発は、生物多様性に影響を与えたり、あるいは影響を低減させたりする場合があります。

##### 《想定される取組の参考例》

- 生産方法や工法等の研究・開発において、それらが生物多様性に与える影響を考慮する。
- 製品等の研究・開発を行う際に、それらのライフサイクルにおける生物多様性への影響を考慮する。
- 生物多様性に配慮したサービスや販売・営業方法を検討する。
- 生物多様性配慮型のビジネスモデルを検討する。
  - ・ 原材料の使用量が削減される生産方法等を研究・開発する。
  - ・ 生物多様性への影響を低減できる工法等を研究・開発する。
  - ・ 廃棄物量の削減につながる製品を研究・開発する。
  - ・ 生物多様性への配慮を示す認証を研究・開発する。

## (5) 海外の大規模事業

海外の大規模な土地利用や非生物資源の開発、生物資源の利用等に関する事業については、生物多様性に大きな影響を与える可能性があります。また、当該国や地域において関連する法律や条例等を遵守することが必要です。

### 《想定される取組の参考例》

○ 当該事業の特性を踏まえつつ、必要に応じ、環境影響評価を実施する。

〈考え方のフロー〉

- ① 当該事業が生物多様性や地域社会に及ぼす影響等の重要性を検討し、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた調査等が必要かどうかを判断する。
  - ② ①の判断をうけて、その影響等について調査、予測又は評価等を行い、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた取組等を検討する。土地開発等の場合には、回避・低減・代償措置（事業により失われる環境と同種の環境を創出すること）の優先順位により取組を検討する。
  - ③ 事業の実施に当たって、②において検討した対策等を実施する。また、その後においても、必要に応じて、その結果やその他の影響等を把握し、取組等を再検討する。
    - ・ 上記を進めるに当たり、外部ステークホルダーとの連携や、情報公開とコミュニケーションを図ることを考慮する。
- 事業を実施する場所が、生物多様性の保全上、保護価値が高いと考えられる地域でないかどうかを、保護地域等の指定や重要な自然環境のリスト等によって確認する。（例：国立公園、野生生物保護区、世界遺産条約やラムサール条約等国际条約による指定地域等の指定された地域。また、希少な野生生物の生息・生育地。ただし、指定されていない場合でも、脆弱な生態系から成る地域とその周辺、原生林など保護価値の高い森林、重要なサンゴ礁、重要な湿地、地域社会が依存している森林等にも留意する。）
- ここで挙げたような取組を行うことで、企業ブランドの向上や新たに同じような事業を展開する際の信用力の確保につながる可能性があることも想定しています。

### 参考となる資料：

○ 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン

国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation；JBIC）が行う環境社会配慮確認の手続きや判断に当たっての基準、及び融資等の対象となるプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示したものであり、プロジェクト実施主体者に対し、本ガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の実施を促すことを目的としている。産業セクター別のチェックリストも作成されている。2009年7月に公表された改訂ガイドラインでは、「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」において、新たに、生態系及び生物相に関する考え方が規定された。



## (6) 土地利用（土地の改変、建築物の建設、保有地管理、跡地利用、再開発 等）

農地・林地等に工場や事業場等を建設するなどの土地利用の変化は、生物の生息・生育環境の減少や、分断、変化等をもたらす可能性があります。また、改変を行う土地以外にも、土壌の流出や排水、構造物の設置等を通じて、河川生態系や海域の生物多様性に影響を与えることがあります。

生物多様性への影響が、生物資源に基づき根付いていた地域の伝統文化を衰退させることもあります。

保有地の管理方法や跡地利用、再開発では、外来種の導入等により、生物多様性に影響を与える場合もあります。一方で、生物多様性への配慮は、不動産の価値を高めることもありえます。例えば、東京において、緑被率や緑地の規模と不動産価値（賃貸物件の賃貸価格や土地価格）との間に相関関係があるという研究結果もあります（p.117参照）。

なお、国内における生物多様性を含む環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地利用については、事業の特性を踏まえて、環境影響評価法等に基づく環境影響評価<sup>9</sup>を行うことが求められる場合があります。

### 《想定される取組の参考例》

- 土地利用を変化させる場合には、生物多様性について適正に配慮する。
- 保有地の管理等を行う場合には、外来種の導入等のような、地域の生物多様性へ負の影響を及ぼさず、生息・生育環境の創出や生態系ネットワークの創出等のように正の影響をもたらすよう考慮する。
- 土地利用（土地の改変、建築物の建設、保有地管理、跡地利用、再開発、河川・湖沼等の水系の分断等）について、土地の保有者あるいは管理者、開発者、建設事業者等が、それぞれの役割に応じて、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点を考慮する。
- 土地利用を変化させる場合に、ステークホルダーとの連携を考慮する。
- 土地利用を変化させる場合には、事業者の活動の計画段階から実施に至るまで、可能かつ必要な範囲で情報を公開した上で、様々な外部ステークホルダーとのコミュニケーションや連携を考慮する（地域の環境情報を効率的に入手したり、地域が共有する環境についての将来像や地域固有の環境に関する価値観を把握したりすることで、より効果的な環境配慮を検討することが可能となる。）。
  - ・ 早い段階からよりよい環境配慮を効率的かつ効果的に行うために、複数の案を比較検討する過程で、可能かつ必要な範囲で情報を公開し、外部ステークホルダーとのコミュニケーションや連携を図ることも検討する。

9 規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、事業の特性を踏まえて、事業計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、関係行政機関、住民等の意見を聴きながら、事業者等自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業計画や事業の実施内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行う仕組み。なお、事業計画の立案段階の取組については、環境省が関係省に取組を要請するために通知した、戦略的環境アセスメント導入ガイドラインをご覧ください。

- ・ 外部ステークホルダーの中でも、事業者だけでは入手できない地域の環境情報を多く保有する環境を所管する行政機関（地方公共団体環境部局、環境省地方環境事務所等）、学識経験者、NGO/NPOとのコミュニケーションや連携を図る。
- ・ NGO/NPOとのコミュニケーションや連携によって、事業者の取組がPRされ、それが本業にも良い影響を及ぼす可能性がある。

#### —土地の改変、建築物の建設—

- ・ 生物多様性の保全上、保護価値が高いと考えられる土地については土地開発を避ける（(5) 海外の大規模事業 参照）。
- ・ 土地を開発する場合、事業主は施工者の選択、開発計画の決定、施工の管理等において、生物多様性の保全に配慮する。
- ・ 自然生態系が残っている土地を改変する場合、施工者が、改変面積を可能な限り減少させることや、生物多様性が高い、あるいは、生息地のネットワークとして重要な地域への影響を可能な限り低減すること、希少種の保全等を実施することなどを検討する。
- ・ 建築物の建設において、計画時にプロジェクト対象地だけでなく、対象地周辺の自然環境を調査し、エコロジカル・ネットワークに配慮した計画検討を行う、施工時に生息・生育する生物に配慮して仮設構造物の設置位置の検討や騒音対策を行うなど、生物多様性について適正に配慮する。
- ・ 建設行為においては、建設そのもののみならず、建設資材の調達、建設残土・建設廃材の処理による生物多様性への影響についても考慮する。
- ・ 緑地を創出する際には、地域固有種の利用や外来種の移入を考慮する。生息地のネットワーク等、周辺地域の生態系との関係性にも考慮する。

#### —保有地管理—

- ・ 社有地や社有林等の企業緑地において、地域生態系保全や社員に対する環境教育等を目的としたビオトープを整備する。地域の大学やNGO/NPOとの協働等により適時モニタリングを行い、生物多様性への影響を把握する。
- ・ 緑地等を評価するシステム（社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）\*など）により、保有地の緑地の管理・運営の取組の多角的な評価を受ける。
- ・ 考えられる相談先：地域の大学やNPO等

#### —跡地利用—

- ・ 周辺の生態系とのネットワークにも配慮しつつ、改変前の植生あるいは地域の自然植生等にできるだけ早く戻すことができるよう、植栽等を行う。

#### —再開発—

- ・ 周辺の生態系とのネットワークや地域の自然植生等に配慮しつつ、緑地やビオトープを創出する。

※「社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）」公式ウェブサイト：<http://www.seges.jp/>

## (7) 非生物資源(鉱物・エネルギー資源)の開発

非生物資源(鉱物・エネルギー資源)の開発では、しばしば、剥土により、既存の生態系が大面積にわたって消失したり、大規模な鉱山廃棄物の投棄や道路・港湾などのインフラの開発が行われたりします。また、採掘や選鉱等の一次処理プロセスにおいて、取水や水質汚濁、土壌汚染を通じた河川・海域生態系への影響が生じることがあります。鉱物や土石等の採取や尾鉱<sup>10</sup>の廃棄等が不適切に実施されれば、土壌の消失や汚染、生物の生育・生息環境の消失を招き、生物多様性に影響を与えます。また、非生物資源の開発により、アクセス道路が建設されることで、生物多様性に影響を与える他の開発を誘発する可能性もあります。

これらの生物多様性への影響は、生物資源に基づき根付いていた地域の伝統文化を衰退させることもあります。

### 《想定される取組の参考例》

○ 計画段階、建設段階、操業段階、閉山・終了段階の各段階において、生物多様性に配慮した採掘方法等を検討する。

#### －計画段階－

- ・ 生物多様性の保全上、保護価値の高い地域における鉱山開発は避ける((5)海外の大規模事業 参照)。生態系回廊の設置を検討する。
- ・ 生物多様性に配慮した採掘等の方法(改変面積を可能な限り減らすことや、水脈を分断しないような配慮、回避・低減ができなかった場合の希少種の移植等)を検討する。
- ・ 尾鉱ダムや道路建設の場所の選定において生物多様性に配慮する。

#### －建設段階－

- ・ 建設残土や排水等の管理の徹底を図る。
- ・ 掘削地域や道路路面、残土からの土壌流出・浸出を防止する。
- ・ 流出事故等の防止計画を立案、実施する。

#### －操業段階－

- ・ 採掘等の際の環境負荷(水、音等)の低減を図る。
- ・ 採掘や選鉱等において生じる排水・廃棄物、化学物質管理、事故管理等の対策をとる。
- ・ 大量の残土等の鉱山廃棄物について、廃棄場所の選定に配慮し、厳正に処理する。
- ・ 油流出事故の防止対策をとる。
- ・ 水・エネルギー等の消費量を削減する。

10 有用鉱物を採取した残りの低品位な鉱物。

－閉山・終了段階－

- ・ 採掘跡地について、覆土や、残土の埋め戻し、改変前の植生に戻すような植栽等の回復計画を立案・実施する。
- ・ 浸出水のモニタリングを行う。

 参考となる資料：

○10 PRINCIPLES (ICMM)

2003年に、国際金属・鉱業評議会(International Council on Mining & Metals ; ICMM)のメンバー企業が実施することを約束した10原則である。このうち、原則7は、「生物多様性の保全と土地利用計画に対する統合的アプローチに貢献すること」とされており、法的に指定された保護地域を尊重すること、生物多様性の評価と管理に関する科学的データの発信と慣行の促進を行うこと等が示されている。

○Good practice guidance for mining and biodiversity (ICMM、2006)

鉱業・金属部門における生物多様性保全の様々な側面について検討を行う、ICMMと国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature ; IUCN)との対話を通じて作成された。本ガイドランスでは、鉱業を行う企業が、探査から閉山の計画・実施まで、企業活動の全ての段階で用いることができる生物多様性に関する情報を提供している。

## (8) 事業場の操業

工場等をはじめとする事業場からの排水による水質汚染は、河川や海域における生物の生息・生育環境に影響を及ぼす可能性があります。また、未知の点も多いですが、化学物質による生態系への影響のおそれも指摘されています。さらに、光(夜間照明等)は、昆虫類、植物等生物への影響が指摘されています。

なお、事業場の操業に当たっては、排水基準等を遵守することが求められます。

### 《想定される取組の参考例》

- 排水量・水質、化学物質等について、生物多様性への影響把握・種類や量等の確認、及び低減対策等を実施する。
- 光について、場所等に応じ、漏れ光<sup>11</sup>の抑制や点灯季節、時間の十分な配慮を実施する。

 参考となる資料：

○光害対策ガイドライン(環境省、2006)

照明の不適切又は過剰な使用による、天体観測等への障害、眩しさといった不快感、交通信号等の重要情報の認知力の低下、野生動植物や農作物等への悪影響等が報告されていることを踏まえ、屋外照明の適性化等により、良好な光環境の形成を図り、地球温暖化防止に資することを目的に策定されたガイドライン。人工光による生物への影響と対策の考え方が示されている。

11 照明機器から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射されるもの。

## (9) 生物資源の利用

ここで生物資源の利用とは、例えば、漁業資源、森林資源、農産物の利用を指します。

漁業資源、森林資源に関しては、その過剰な採取が特定の種や生態系全体の破壊や劣化につながる可能性があります。

土地利用の転換によるプランテーションの拡大、植林地の造成、養殖場の設置等は、従来の自然生態系の変化を伴うことがあり、生物の生息・生育環境の変化等をもたらす可能性があります。一方、荒廃した土地における植林事業等により森林が回復する場合もあり、生物の生息・生育環境が創出される可能性もあります。

農作物に関しては、過剰又は有害な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備等の活動が、生物多様性に影響を与える可能性があります。

また、このような生物多様性への影響は、生物資源に基づき根付いていた地域の社会や経済、さらに伝統文化を衰退させることもあります。一方で、生物多様性に配慮することにより、ステークホルダーの信頼を得ること等のチャンスにもつながりえます。

国内においては、里地里山にある生物資源をあまり利用しなくなったことで、逆に、以前は身近に見られた種が減少し、生物多様性が損なわれる場合もあり、持続可能な生物資源の利用が生物多様性の保全につながることもあります。

### 《想定される取組の参考例》

- 生物多様性の保全と持続可能な利用をより重視した生物資源の利用を行う。
  - ・ 生物資源の利用対象となる土地や海域が、生物多様性上保護価値の高い地域かどうか履歴を調査し、明らかにする。
  - ・ 生物多様性の保全上、保護価値の高い土地については、土地利用の転換を避ける（(5) 海外の大規模事業 (p.70) 参照）。あるいは、経済活動として利用する部分と残すべき部分とゾーニングにより区分するような対策を講じる。
  - ・ 生態系の変化に関する確かなモニタリングとその結果に応じた管理や利用方法の柔軟な見直し（順応的な取組）等を行う。
  - ・ ITTOの「熱帯生産林における生物多様性の保全と持続可能な利用のためのガイドライン」に基づいた木材生産活動等を行う。
  - ・ 持続可能な林業や漁業に関する認証制度を活用して、生物多様性に配慮する。
  - ・ ポリネーター（花粉媒介動物）<sup>12</sup>や害虫駆除における外来種の利用を避ける。

### 📖 参考となる資料：

- 「熱帯生産林における生物多様性の保全と持続可能な利用のためのガイドライン」(Guidelines for the Conservation and Sustainable Use of Biodiversity in Tropical Timber

<sup>12</sup> ポリネーターとは、植物の受粉に必要な花粉の媒介を行う動物を指す。ハチ、ハエ、ガなど。(P.117参照)

Production Forests) (ITTO, 2008)

国際熱帯木材機関(International Tropical Timber Organization ; ITTO)において、2008年に採択されたガイドライン。森林に関する政策決定者や森林所有者、管理者等に、熱帯生産林における生物多様性保全の方法についてガイダンスを示している。1993年に公表されたガイドラインの改訂版である。熱帯生産林における生物多様性保全の11の原則や、各原則におけるガイドラインと優先行動等が示されている。

## (10) 輸送

船舶のバラスト水や生物の船体付着等による海洋・沿岸域における生態系への影響等、物資等の輸送に付随して侵入する外来種により、影響が生ずる可能性があります。

### 《想定される取組の参考例》

- 外来種を持ち込まないように配慮する。
- 運輸時のルート設定において生物多様性に配慮する。
- 低公害車の利用やアイドリングストップを行う。
- バラスト水に関する対策を検討・実施する。
- コンテナ、パレット等に付着する昆虫・種子等を管理する。
- 検疫制度への協力や、自主くん蒸に取り組む。

## (11) 野外における観光

観光においては、宿泊施設や駐車場等の設置、施設等からの排出、自然物のライトアップ、旅行者の輸送に伴う排気ガス、自然地域における園芸品種の大規模な植栽等による生物多様性への影響のおそれがあります。

また、山岳や湿原等において、観光旅行者を案内する際に、経路を踏み出し植物を踏みつけるなど自然を傷つける、ごみを捨てる、靴底などに付着した種子により本来そこに生育しない植物が持ち込まれる等により、生物多様性へ影響を与えるおそれがあります。

### 《想定される取組の参考例》

- 宿泊施設や駐車場等の設置において生物多様性に配慮する((6)土地利用(p.71～)参照)。
- 宿泊施設等からの排出、ライトアップを計画する場合には生物多様性に配慮する((8)事業場の操業(p.74)参照)。
- 観光地までの観光旅行者の輸送において、アイドリングストップや低公害車両等にするなど生物多様性に配慮する((10)輸送(p.76)参照)。

- 地域の生物多様性への配慮について、地域の意見を聞いて、観光ツアーを計画・実施する。
- 観光旅行者を案内する際に、経路を踏み出し植物を踏みつけるなど自然を傷つける、ごみを捨てる等の行為をさせないよう観光旅行者への情報提供、啓発を行うよう配慮する。
- 地元食材の積極的な活用を図り、地産地消を推進する。

## 参考情報 エコツーリズム

- ・近年、環境についての意識の高まりや、自然と直接ふれあう体験への欲求の高まりが見られるようになってきた。
- ・一方で、観光による一時的な過剰利用により、生物多様性への影響が懸念される事例も生じている。
- ・そのような背景の中、我が国の自然環境を保全し後世に伝えていくことなど、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、地域で取り組むエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めた法律「エコツーリズム推進法」が平成19年6月に成立、平成20年4月に施行された。
- ・「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに対する知識及び理解を深める活動である（エコツーリズム推進法第2条参照）。

### 〈エコツーリズムの基本理念等〉

エコツーリズムの基本理念は、自然環境の保全、観光振興、地域振興及び環境教育の場としての活用であり、その取組に当たっては、地域が創意工夫をしつつ主体的に取り組むことが望まれる。

### 〈エコツーリズムにおける生物多様性の確保に関する配慮事項〉

- ・事前にルールなどを決めてエコツアーを実施し、自然観光資源の状態を継続的にモニタリングするとともに、その結果を科学的に評価し、これをルールや活動に反映させるという順応的な管理に配慮する。
- ・湿原、高山植生など脆弱性の高い自然の地域においては、必要に応じて利用者数の制限を行うなどの利用調整を行うとともに、新たな自然観光資源を発見・創出することによって、特定の地域に利用が集中しないように配慮する。
- ・野生生物の本来の移動能力を超え、意図的又は非意図的に国外や国内の他の地域から導入される外来種（移入種）によって、地域固有の生物相や生態系に悪影響を与えないように配慮する。同じ種であっても遺伝的特性の異なる他の地域のメダカやホタル等を放つことなどによって生じる遺伝子レベルでのかく乱が生じないよう配慮する。
- ・人との関わりの中で維持されてきた里地里山など、自然に対する人間の働きかけが縮小することによって生物多様性が劣化している地域においては、維持管理の活動をプログラムに組み込むなど、エコツーリズムの活用によって生物多様性の回復も期待される。

## 参考となる資料：

### ○エコツーリズム基本方針

「エコツーリズム推進法」第4条第1項の規定に基づき、平成20年6月6日に決定された。

人と自然、人と人の「つながり」を取り戻し、生物多様性を保全しながら元気な地域社会を作っていくため、エコツーリズムが目指す方向性を示すとともに、地域が推進する際の基本的な事項を定めている。